

桐生市テレビ難視聴共聴組合支援事業補助金交付要綱

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自然の地形が原因で発生するテレビ放送の難視聴地域及び地上デジタル放送への移行に伴う新たな難視聴を解消するために整備した共同受信施設(以下「共聴施設」という。)を維持管理する共聴組合に対して、当該維持管理に要する費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付することについて、桐生市補助金の交付に関する規則(平成 10 年桐生市規則第 4 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「共聴組合」とは、共聴施設の管理運営を行うため、地域住民により設立された組合をいう。

(補助対象要件)

第 3 条 この補助金の交付対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たす共聴組合とする。

- (1) 現に桐生市内に共聴施設を所有し、管理運営を行っていること。
- (2) 加入している世帯数が 20 世帯以下であること。
- (3) 共聴施設の維持管理に要する費用として 1 世帯当たり年額 6,000 円以上の組合費等を徴していること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、当該共聴施設の維持管理に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 共聴施設を維持するための電気料並びに電柱共架及び保険に要する経費
- (2) 共聴施設の老朽化又は破損に伴う当該共聴施設の修繕に要する経費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、共聴施設の維持管理に必要な経費で市長が認めたもの

(補助金の額)

第 5 条 共聴組合に交付する補助金の額は、当該年度における前条の経費の合計額(保険適用による補填額、寄付金その他収入があるものについては、当該金額を当該合計額から控除して得た額とする。)から当該共聴組合に加入している世帯数に 6,000 円を乗じて得た額を差し引いた額とし、20 万円を上限とする。

(申請)

第 6 条 経費の補助金の交付を受けようとする共聴組合は、テレビ難視聴共聴組合支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 第 4 条各号に掲げる経費を支払ったことを証する書類

- (2) 共聴組合の構成員名簿
 - (3) 受電場所及び共架電柱の位置を示す図面
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、速やかにテレビ難視聴共聴組合支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書(様式第2号)により当該申請をした共聴組合に通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条の交付決定を受けた共聴組合(以下「交付決定共聴組合」という。)が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定共聴組合に対して当該補助金の返還を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

テレビ難視聴共聴組合支援事業補助金交付申請書兼請求書
[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

テレビ難視聴共聴組合支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書
[別紙参照]